

令和 5 年（ワ）第 17364 号、令和 5 年（行ウ）299 号
若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求事件
原 告 能條桃子他 5 名
被 告 国

証拠説明書 4（甲 B 号証）

2024 年 8 月 29 日

東京地方裁判所民事第 2 部 御中

原告代理人弁護士	戸 田 善 恭
同	井 桁 大 介
同	谷 口 太 規
同	亀 石 倫 子
同	西 愛 礼

号証	標目（原本・写しの別）		作成年月日	作成者	立証趣旨
甲 B47	高橋和之『立憲主義と日本国憲法（5版）』328 頁（有斐閣、2020 年）	写し	2020 年 4 月 15 日	高橋和之	高橋教授は被選挙権の法的性質について「被選挙権が国民の政治参加を拡大する方向でよりも、既存の政治家の既得権擁護のために援用されることの方が多いことを考えると、憲法が規定しない権利をあえて憲法上の権利と構成する実益は小さい」と説明していること。
甲 B48	意見書	原本	2024 年 8 月 29 日	広島大学（憲法学） 新井誠教授	・「被選挙権の憲法上の権利性を積極的に否定する必要はな」いこと（3 頁） ・令和 4 年最大判の下級審（東京地裁令和元年 5 月 28 日判決民集 76 卷 4 号 833 頁）において、国は「国民審査制度に関する広範な裁量を主張しつつ、選挙権と国民審査権との憲法上の位置づけが異なることを強調するという、本件被選挙権訴訟と同様の主張」（甲 B48・8 頁）を展開したが、裁判所はこれを退けて平成 17 年最大判基準を採用したこと（8 頁）。

				・「最高裁平成 17 年判決の判断枠組みのインパクトは強く、同判決後、様々な選挙権（行使）制限をめぐる裁判事例で、権利（行使）制限を違憲であると主張する側から参照されてきた。しかし、その度に国側は、上記の国民審査の事例と同様、『広い立法裁量』＋『権利の性質（あるいは事案）の違い』という合憲主張を繰り返してきている。しかし、そうした弁証は、逆に諸権利の重要性を軽視し、どのような場面でも選挙事項法定主義を突き通そうとする議論となっていることに注意」すべきこと（8 頁）。 ・我が国の憲法学では「絶対（君主）制と比較してみた場合の民主制では、治者と被治者の自同性が、観念レベルのみならず具体的な統治権の所在に係る部分でも、実現すべき理念として組み込まれて」おり 「両者の間の差を縮めれば縮めるほどに代表民主制の正統性が高まる」ものとされていること（2 頁）。

					・選挙制度形成の場面では国に無限定な立法裁量は認められず、「安易に選挙事項法定主義による裁量論」を用いることは許されないこと（4頁）。 ・「すでに選挙権年齢の引き下げがあったことや、近年のシルバー民主主義に対する懸念、参政権の低年齢化をめぐる国際的動向等から、被選挙権保障のデフォルトを保障する意味での被選挙権年齢の引き下げが必要であるとする考え方が見られるに至っている（このことについては、本件訴訟に提出される斎藤宙治氏による意見書も参照）。特に日本では、選挙権の引き下げが実施されたことからわかるように、年齢を基準とする政治的決定能力をめぐるベースラインの理解には大きな変化があった」こと（9～10頁）。

				・「選挙における立候補を年齢によって制限する場合にも、現代にあった正当性があることが要求される。そして、その正当性を考えるにあたって、そもそも当該権利が最大限認められるべきであることを前提に、真にやむを得ない場合のみ制限が正当化されるにすぎない。選挙制度の構築の多くが法律に任されている日本国憲法の下では、制度構築にかかる一定の裁量権限が国会にあるとしても、それは上記のような権利の性質を踏まえたうえでのものでなければならず、十分な考慮を踏まえていない制度構築は違憲になる」こと（2頁）。 ・44条の列挙事項以外は立法裁量に委ねられるという被告の主張は、「高橋説の誤った読み方」に他ならず「国側による高橋説の引用に基づく論証は、それらの点で破綻」していること（6頁）。
--	--	--	--	--

					・本件規定（5号規定）は、住民自治原理（憲法 92 条、93 条）によって、18 歳以上の者に保障されるはずの市町村議会における被選挙権を剥奪しているため、憲法 15 条 1 項、92 条・93 条に違反していること。 ・本件規定（5号規定）は、町村議会と町村総会との間で、各構成員の年齢に差を設けること自体が不合理なものであると考えられ、憲法 14 条 1 項に違反すること。また憲法 44 条違反も疑われること。
甲 B49 の 1	国連開発計画「選挙サイクル全体を通じた若者の政治参加の強化」	写し	2013 年 1 月	国連開発計画（UNDP）	2013 年、国連開発計画が「政治参加は民主主義の基本的権利」であり「議会 は社会のあらゆる集団の代表することが理想」であるとして、各国政府に対して「選挙権年齢の下限と立候補資格年齢の下限の一致」を提言したこと。
甲 B49 の 2	甲 B49 の 1 和訳	写し	原告訴訟代理人	2024 年 8 月 29 日	同上

甲 B50 の 1	欧州議会「欧州議会議員の直接普通選挙に関する理事会規則の提案」	写 し	欧州議会	2022 年 5 月 3 日	2022 年、欧州議会議員の候補者資格年齢を 18 歳以上とする法案が提出され、そこでは「最も基本的な市民的・政治的権利へのアクセスにおける差別の発生を防ぐため、投票年齢と立候補年齢を統一すべき」(パラグラフ 17)であるとされ、「18 歳以上のすべての欧州連合市民は、国内選挙区、欧州連合全体選挙区のいずれか、またはその両方において、欧州議会選挙の候補者として立候補する権利を有する」ことが提案された(直接普通選挙による欧州議会議員の選出に関する理事会規則提案 5 条 1 項) こと等。
甲 B50 の 2	甲 B50 の 1 和訳	写 し	原告訴訟代理人	2024 年 8 月 29 日	同上

甲 B51	意見書	写し	2024 年 8 月 13 日	東京大学 (法社会学) 齋藤宙 治准教授	「25 歳（衆議院・市区町村議会など）や 30 歳（参議院・都道府県知事）という 現行の立候補年齢は、現在の国民の意識とは整合しない。すなわち、現行の立候補年齢を定める法律の立法事実を支える社会通念は存在しない。むしろ、立候補年齢を引き下げるほうが、現在の国民の意識と整合」していること等（1～3 頁）
甲 B52	大竹敬人「判解」法曹時報 76 巻 1 号	写し	2024 年 1 月	大竹敬人	・選挙権と国民審査権の制度趣旨や目的が異なること（345-346 頁）。 ・令和 4 年最大判が平成 17 年最大判基準を採用したのは、国民審査権が国民主権原理に由来する権利であること（345-346 頁）。

甲 B53	辻村みよ子 著『憲法 [第 7 版]』(日本評論社、2021 年)	写し	2021 年 3 月 31 日	辻村みよ子	普通選挙制度について次のように定義されていること： 「制限選挙に対立する概念で、歴史的にはもともと租税額や財産による選挙・被選挙資格の制限をしない選挙として成立し・・・現代では、財産のみならず、人種・信条・性別・社会的身分・教育等による一切の差別を禁じる原則と解され、憲法 44 条但書でそのことが明らかにされている」(318 頁)。
甲 B54	杉原泰雄編『新判体系憲法辞典』(永山茂樹) (青林書院、2008 年)	写し	2008 年 7 月 10 日	永山茂樹	普通選挙制度について次のように定義されていること： 「有権者としての意思を表明する能力のある者に対しては選挙権・被選挙権が認められるという原則をいう。制限選挙の対概念である。身分による差別はもとより、財産の有無、性別、教育による差別が憲法 14 条・44 条によって禁止される」ものであること(606 頁)。

甲 B55 の 1	イギリス選挙委員会「選挙権年齢に関する調査及び勧告/ 原文:Age of Electoral majority Report and recommendations 」	写 し	イギリス選 挙管理委員 会	2004 年 4 月	・ヨーロッパでは 2004 年時点で、デンマーク、フィンランド、ドイツ、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデンが被選挙権年齢を 18 歳に設定していたこと（14 頁）。 ・2004 年当時「18 歳から 24 歳の年齢層の推定投票率は、2001 年の総選挙では 39%、2002 年のイングランド地方選挙ではわずか 11%」であり。また、「2001 年に選出された下院議員のうち 30 歳未満は 1%未満であり、イングランドとウェールズの主要地方自治体の議員のうち 25 歳未満はわずか 0.1%」であったこと（7~8 頁）。
甲 B55 の 2	甲 B55 の 1 の和訳		原告訴訟代 理人	2024 年 8 月 29 日	同上
甲 B56 の 1	イギリス 2006 年選挙管理法	写 し	イギリス政 府	2006 年	イギリスでは 2006 年選挙管理法により、被選挙権年齢が従前の 21 歳以上から 18 歳以上に引き下げられたこと。
甲 B56 の 2	甲 B56 の 1 の和訳	写 し	原告訴訟代 理人	2024 年 8 月 29 日	同上

甲 B57 の 1	欧州評議会欧州地 方自治体会議編「地 方公自治体の選挙 における立候補基 準/原文：Criteria for standing in localand regional elections」	写 し	欧州評議会 欧州地 方自治体会 議	2015 年 3 月	・ 欧州地方自治体会議が 「選挙権と同時に立候補 権を認めないことで若年 成人を差別することは、代 表的な発言力を奪うこと であり、普通選挙の精神に 反」すること（パラグラフ 17)、「立候補に必要な成熟 度は、有権者によって決定 されるべきである」（パラ グラフ 18)という考え方が 加盟国間で共有されている ことを確認したこと（甲 B27・8 頁）。 ・ 「選挙に立候補する権利 は、地方および地域の民主 主義の重要な要素である。 偽の候補者を排除するた めの規制は必要だが、地域 民主主義の健全性は、選挙 に立候補できる有権者の 割合が可能な限り最大で あることにかかって」いる として第 375 号決議にお いて「すべての加盟国にお いて、地方レベルおよび地 域レベルの被選挙権に立 候補できる最低年齢を 18 歳以下と」し、「地方選挙 および地域選挙への立候 補に年齢制限を設けない」 （パラグラフ 19)よう国内 法の見直しを求めたこと (1~4 頁)
--------------	--	--------	----------------------------	------------	---

甲 B57 の 2	甲 B57 の 1 の和訳	写 し	原告訴訟代 理人	2024 年 8 月 29 日	同上
甲 B58	韓国:第 392 回国会 (臨時会) 第 3 回政 治 改 革 特 別 委 員 会・公職選挙法一部 改正法律案(議案番 号第 2100828 号) ※被選挙権年齢引 き下げに関する事 項について	写 し	政治改革特 別委員会	2021 年 12 月	2022 年に被選挙権を 18 歳 に引き下げる法改正が行 われた際、「OECD36 カ国 中 31 カ国が・・・被選挙 権を 18～21 歳と定めてお り、ドイツなど実際に多数 の 20 代前半の若者が選挙 を通じて選出され、立派に 政治活動が続けているに もかかわらず、韓国は 48 年に最初に定めたまま現 在まで維持し、合理的な理 由なしに選挙に出馬する 権利を制限している」、 「国民主権の核心は治者 と被治者の一致性、治者の 民主的任命である。国民 が選挙に立候補する自由 は、民主主義国家におい て当然被選挙権(公務担当 権)として保障されるべき 基本権であり、民主主義 の実現のための最も重要 な自由と権利であり、こ れを法律で規制する場合 、合理的な理由がなければ ならない。」等の改正理由 が提示されていたこと。
甲 B58 の 2	甲 B58 の 1 の和訳	写 し	原告訴訟代 理人	2024 年 8 月 29 日	同上

甲 B59 の 1	陳述書	原 本	ソフィー・ ハンドフォ ード	2024 年 7 月 12 日	ニュージーランド最年少 の 18 歳で地方議会議員に 当選し現在 2 期目となるソ フィー・ハンドフォード氏 が地方議会議員に立候補 したのは「自分たち若者の 価値観を理解し代弁して くれる人が誰もいないと 感じたからだった」こと、 選挙に当選した後は地区 議会の戦略・財務委員会の 委員長になりさまざまな レベルの意思決定に関与 していること、多くの人々 の声に耳を傾け、オープン な姿勢で学び続けること が政治家として最も大き な資質であり、自身の経験 から年齢は関係がないと 確信していること等。
甲 B59 の 2	甲 B59 の 1 の和訳	写 し	原告訴訟代 理人	2024 年 8 月 29 日	同上

甲 B60 の 1	ホームページ	写 し	サム・カー リング	2024 年 8 月 29 日（アク セス日）	2024 年のイギリス総選挙 で、ノースウエストケンプ リッジシャー選挙区で労 働党から立候補したサ ム・カーリング氏が同党最 年少の 22 歳で当選したこ と、総選挙当選前、同氏は ケンブリッジ市議会議員 に 2 度選出され、低賃金で 働く大学職員の待遇改善 や非正規雇用への転換反 対キャンペーン等に精力 的に取り組み、約 250 人の 職員を擁するチームの責 任者であったこと、同氏 は、市議会議員活動の中で 公共サービスが直面する 財政的重圧を知り、国政選 挙への立候補決意して当 選を果たしたこと。
甲 B60 の 2	甲 B60 の 1 の和訳	写 し	原告訴訟代 理人	2024 年 8 月 29 日	同上
甲 B61	BBC 記事	写 し	BBC	2024 年 7 月 6 日	同上
甲 B61 の 2	甲 B60 の 1 の和訳	写 し	原告訴訟代 理人	2024 年 8 月 29 日	同上

甲 B62	ハフポスト記事 「史上最年少 21 歳 で欧州議会に当選 した女性。政治家に なったのは『向き合 うべき現実と直面 しているから』」	写 し	和倉莉央	2022 年 5 月 28 日	キラ・マリー・ピーター・ ハンソン氏が 2019 年に史 上最年少の 21 歳 3 ヶ月で 欧州議会議員となったこ と、デンマークでは子ども の頃から社会問題や政治 参加について学校の授業 で学ぶ機会があるなど若 者の政治参加が当たり前 の環境で生まれ育ったこ と、「よいキャンペーン（選 挙運動）にしたい」という 気持ちから立候補を決意 したこと等。
甲 B63 の 1	ホームページ	写 し	欧州議会	2024 年 8 月 29 日取得	キラ氏が、租税小委員会の 副委員長、経済金融委員 会、法務委員会の委員、産 業・研究・エネルギー委員 会の代理委員を務めてい ること。
甲 B63 の 2	甲 B63 の 1 の和訳	写 し	原告訴訟代 理人	2024 年 8 月 29 日	同上
甲 B64 の 1	ホームページ	写 し		2024 年	キラ氏が 2024 年 3 月には 欧州議会議員新人賞も獲 得したこと。
甲 B64 の 2	甲 B64 の 1 の和訳	写 し	原告訴訟代 理人	2024 年 8 月 29 日	同上

以 上